

すべての子どもによりよい保育を！

全保連活動推進ニュースFAX版

2021. 12. 28

全国保育団体連絡会／TEL:03-6265-3171／FAX:03-6265-3230／URL <https://www.hoiku-zenhoren.org/>

監査は書面やリモートで!?

監査の規制緩和に、反対の意見をあげよう！

児童福祉施設に対して都道府県知事が行う指導監査等について、実地監査を原則とする規定を削除し、書面やリモートでもよしとする規制緩和案が示され、パブリックコメントでの意見募集が始まっています。募集の締切は1月22日です。児童福祉施設への指導監査がさらに形骸化し、子どもの命や安全を脅かす恐れもあります。反対の意見を、現場からあげましょう。

<意見宛先> 〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 厚生労働省子ども家庭局 総務課企画法令係 宛て
「児童福祉法施行令の一部を改正する政令案について」

* インターネットでの意見応募先等、詳細は、全保連ホームページに URL を掲載します。

9,000 円アップ 2 月から実施！これでは不十分との声を集めて国会へ！

保育士等の処遇改善臨時特例事業の実施に向け、市町村に確認を！

保育士等の賃金向上策として、今年度補正予算で「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」が設けられました。同様に放課後児童支援員を対象にした事業も実施されます。

処遇改善に向けて踏み出したことは評価できますが、決して十分ではありません。引き続き請願署名等で国に要望を届けていきましょう。あわせて、2月実施に向けて国が動き出していることをふまえ、市町村とも連携して、補助申請等の対応を行なう必要があります。

事業の実施内容

- 2022 年 2 月～9 月分：公定価格とは別の補助金（国 10/10）で補助。
- 2022 年 10 月以降：2022 年度当初予算案において公定価格を見直し同様の措置を講じる（国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4）。
- 対象者：「保育所や幼稚園等に勤務する職員」
 - ※1 役員を兼務する施設長を除く
 - ※2 公定価格上の配置基準（調理員や事務職員等の保育士以外の職種含む）に基づき算定。施設が独自に加配している職員にも一定の賃金改善が可能となるよう施設の判断で柔軟な配分が可能。
- 実施要件
 - ①2022 年 2 月から、基本給又は決まって毎月支払われる手当により、補助額以上の賃金改善を実施すること（2・3 月分は一時金により 3 月にまとめて支給することも可能）
 - ②計画書・実績報告書を提出すること

市町村への働きかけが重要

2021 年度中に各施設で賃金引上げを実施することが要件となることから、連絡会・施設からも市町村に対して、事業内容の説明を行い、補助申請を早期に受け付けるよう要求することが必要です。

また、処遇改善臨時特例交付金は公立施設職員も対象となっているため、国は「公立施設・事業所の賃金引上げに向けた検討」を市町村に求めています。この点も、市町村に働きかけていく必要があります。

<政府の資料等詳細は、1 月初めにあらためて送付します>